

発本原第183号

平成27年3月18日

佐賀県知事  
山口祥義殿

九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生道明

玄海原子力発電所1号機に係る電気事業法に基づく届出について

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

かねてから当社事業につきましては格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社は、玄海原子力発電所1号機の運転終了に伴い、電気事業法第9条第1項の規定に基づき、本日、経済産業大臣に電気工作物変更届出を行いました。

つきましては、「原子力発電所の安全確保に関する協定書」第5条に基づき、別紙のとおり、御連絡申し上げます。

今後とも、一層の御指導を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

様式第8

### 電気工作物変更届出書

発本原 第182号

平成27年3月18日

経済産業大臣

官沢 洋一 殿

福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役社長 瓜生 道明

次のとおり電気工作物の変更をしたいので、電気事業法第9条第1項の規定により届け出ます。

電気事業の用に供する電気工作物		変更前	変更後	備考
発電用の電気工作物	設置の場所	佐賀県東松浦郡玄海町	同左	玄海原子力発電所 発電設備 1号機 559,000kW 2号機 559,000kW 3号機 1,180,000kW 4号機 1,180,000kW 計 3,478,000kW
	原動力の種類	原子力	同左	のうち、
	周波数	60Hz	同左	1号機 559,000kW を廃止する。
	出力	3,478,000kW	2,919,000kW	1号機を廃止する日 平成27年4月27日※

※原子力廃止関連仮勘定承認申請の承認を受けることを前提に4月27日に廃止。承認が期日までに間に合わない場合は、廃止日を変更することとする。

変更を必要とする理由  
(電気事業法施行規則第11条第1項第1号)

昭和45年12月10日付けで原子炉設置許可を受けた玄海原子力発電所1号機(許可番号:45原第7661号)について、平成25年7月に施行された改正原子炉等規制法に基づく新規制基準に適合するために必要な追加投資額や工事期間を踏まえた、残存運転期間における追加投資額の回収の見通し、今後の需要動向から見た供給力確保の見通し等を総合的に勘案した結果、玄海原子力発電所1号機の運転延長申請を断念せざるを得ないと判断いたしました。

以上のことを踏まえ、平成27年4月27日をもって、電気事業の用に供する発電用の電気工作物である玄海原子力発電所1号機を廃止することにいたしました。

なお、判断にあたっては、廃炉を円滑に進めるための会計関連制度(原子力廃止関連仮勘定承認申請)が導入されたことも考慮しています。